

町田市行政不服審査会
2018年度第15号事件
(審査請求人 ○○ ○○)

2021年11月18日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市行政不服審査会
会 長 野 村 武 司

2019年2月26日付け18町総法第136号(2018年度第15号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という。)が2018年10月4日付けで処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った個人情報訂正請求に対して、処分庁が2018年10月18日付け18町市協第262号の2をもって行った個人情報非訂正決定処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は処分庁が2018年10月18日付け18町市協第262号の2をもって行った個人情報非訂正決定処分を取り消すとの決定を求めた。

第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)第22条の規定により、2018年10月4日に「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し「2017年度要望相談受付簿」を対象文書とし、対応内容欄14行目に記載された「了承」を「断る。話し合いの場で自ら要望者であることを名乗る。」に訂正を求めた。

- 2 処分庁は、市の記録に誤りがあると確認しうる他の客観的記録が存在しないことを理由として、非訂正とする決定をし、2018年10月18日付け18町市協第262号の2「個人情報非開示等決定通知書」により、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、上記処分を不服として2018年10月25日に「審査請求書」により審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2018年12月6日付け18町市協第336号「弁明書」により弁明した。
- 5 審査請求人は、2019年1月26日に「反論書」により反論した。
- 6 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2019年2月26日付け18町総法第136号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
 - 2020年12月25日 審議
 - 2021年1月22日 処分庁への事情聴取
 - 2021年2月4日 審査請求人による口頭意見陳述
 - 2021年4月12日 審議
 - 2021年5月28日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

- 1 審査請求人は、審査請求書及び反論書において主に次の主張をした。

(1) 審査請求書における主張

ア 市の記録が正しいとする客観的事実が存在せず、下記のイからクの複数の市の記録が不正確であるとする客観的事実が存在する。

イ 同時に記録された市の記録において、2018年9月11日付18町市協第203号の2と2018年9月11日付18町市協第204号の2で示された、市の記録が複数不正確である事実。

ウ 請求内容に係る部分は、請求者は2018年8月10日付18町市協第72号の2の個人情報記録2の2017年度要望相談等受付簿の項21枝8の対応内容欄で〇〇〇〇自治会との話し合いは断っている事実。

エ 同時に記録された2017年度要望相談等受付簿の項21枝9の相談内容欄1・2行目の市の記録は、「(市職員の)・・・さんから提案のあった自治会の皆さんと直接お話しする場のセッティング」をお願いしたい。」と市の職員が主導した記録である事実。

オ また、市の記録は、後日記録された2017年度要望相談等受付簿の項21枝10の相談内容欄10行目の記録においても「→((市職員)・・・) 会長に話を通さないで、他の方に連絡することはできない」と、請求者の要望(〇〇町内会の会長以外の役員や〇〇町内会のごみ集積所の利用者の出席が必須であること)を否定した、市の職員が主導した記録である事実。

カ さらに、請求内容に係る部分を含め請求者の要望を再確認せず、個人情報扱う上での慎重さを著しく欠いている事実。

キ 請求者が話し合いに出席する相手が誰であるかをはっきり知らないまま、請求内容に係る部分を了承したとすることは、個人情報の取り扱いにおいて配慮を著しく欠いている事実。

ク その上、市の職員が2017年度要望相談等受付簿の項21枝8の相談内容欄16行目に記載されている事実「請求者が長年イヤガラセを〇〇〇〇自治会から受けていること」を知りながら請求者の名前を〇〇〇〇自治会の役員に伝えることは個人情報の扱いにおいて配慮を著しく欠いている事実。

(2) 反論書における主張

「本件においては、発言内容の録音データその他の客観的記録は存在しない。」と主張するが、2018年10月18日付けで提起した審査請求において、請求人の発言内容を支持する客観的事実関係の記録の存在と根拠をすでに指摘している。処分庁は、請求人の発言内容を支持する客観的事実関係の記録の存在と根拠に対し、なんら弁明をすることができていない。繰り返しになるが、「請求人は長年イヤガラセを〇〇〇〇自治会から受けている」ため、〇〇〇〇自治会との話し合いは断っている。請求人の要望は、〇〇町内会のごみ集積所の利用者と〇〇町内会の会長以外の役員の出席を含めたごみ集積所の利用者間の話し合いのセッティングであったが、市の記録は複数にわたって、市の職員が主導する形で請求人の要望と異なる記録がされている。話し

合いの相手が誰であるかはつきり知らないまま請求内容に係る部分を「了承」とすることは、個人情報をも不特定の者に公開することであり、認められない。処分庁は、このような請求人の発言内容を支持する客観的事実関係と根拠に対し、全く弁明することなく、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求めている。そして、請求内容に係る個人情報を「訂正すると、相談者の意のままに記録が訂正されることとなり、相談業務の実施目的が損なわれる」として、市の相談業務に利用しようとしている。処分庁の非訂正決定処分は、請求人の発言主旨と異なる内容や不正確な内容の訂正・利用の中止等を求める権利を保障する本件条例の第1条に反している。

以上のことから、非訂正決定処分は不当である。

なお、補足の意見の「要望相談等受付簿はあくまで内部的な記録である」との意見は、本件対象文書は保有個人情報であるため、「市民が自己に関する個人情報の主体である」とする本件条例1条に反していることより認められない。

2 処分庁は、弁明書において主に次の主張をした。

本件対象文書のうち、審査請求人が訂正を求めた部分は、市民協働推進課の相談業務における審査請求人の発言内容を記録した箇所である。審査請求人は、本件条例第22条第1項の規定に基づき本件請求を行っており、同項は、「市民は、自己に関する保有個人情報について事実を誤り又は不正確な内容であると認めるときは、実施機関に対し、その保有する個人情報の訂正を請求することができる。」と規定している。一般的に、事実を誤り又は不正確な内容があるか否かを判断するためには、正しい事実の内容を証する他の客観的記録が必要であるが、本件においては、発言内容の録音データその他の客観的記録は存在しない。

市民協働推進課における相談業務は、市と町内会・自治会が連携して地域課題を解決することを目的として実施している。当該相談の記録である要望相談等受付簿について、確たる証拠なしに訂正すると、相談者の意のままに記録が訂正されることとなり、相談業務の実施目的が損なわれる。以上のことから、本件処分は妥当である。

なお、要望相談等受付簿はあくまで内部的な記録であり、その内容につ

いて、相談者に確認を求めることは特段行っていないため、相談者の発言主旨と異なる記録がなされることは少なからず想定される。このため、相談者から相談記録の内容について訂正依頼があった場合、元の記録を書き改めることはできないが、事後的な補足事項として、別途記録することは可能である。

第5 審査会の判断

1 本件訂正請求について

(1) 審査請求人が求める訂正

訂正請求されている文書は、審査請求人が本件実施機関に行った相談及び要望内容とそれに対する対応内容を記録した「2017年度要望相談等受付簿」（以下、本件文書）である。本件文書の記載のうち2017年6月29日の審査請求人が本件実施機関に電話で連絡した際の本件実施機関対応内容のうち、相談内容に係る自治会関係者との調整の場を設けることを提案し、調整に当たり関係者に対して氏名を伝えることを審査請求人が了承したと記録されている部分について、氏名を伝えることは断わり話し合いの場で自ら名乗ると述べたとして、訂正を求めている。

(2) 処分庁の判断

処分庁は、「市の記録に誤りがあると確認しうる他の客観的記録が存在しないため」との理由で訂正しないとの決定を行った。また、「一般的に、事実誤り又は不正確な内容があるか否かを判断するためには、正しい事実の内容を証する他の客観的記録が必要であるが、本件においては、発言内容の録音データその他の客観的記録は存在しない」とし、「確たる証拠なしに訂正すると、相談者の意のままに記録が訂正されることとなり、相談業務の実施目的が損なわれる」と弁明している

2 訂正に係る客観的記録の存否について

本件条例第22条第1項は、「自己に関する保有個人情報について事実誤り又は不正確な内容があると認めるときは、実施機関に対し、保有個人情報の訂正を請求することができる」と定めており、「事実誤り」ないし「不正確な内容」がある場合に、実施機関に対し訂正を要しない正当な理由がある場合を除き訂正する義務を課すものである。

本件処分庁は、客観的記録がないことを理由に訂正を行っていないが、本件条例第22条第1項は訂正請求に際して客観的記録を必ずしも求めておらず、保有個人情報の本人が「事実誤り又は不正確な内容があると認めるとき」に訂正請求ができるとしている。そのため、「一般的に、事実誤り又は不正確な内容があるか否かを判断するためには、正しい事実の内容を証する他の客観的記録が必要であるが、本件においては、発言内容の録音データその他の客観的記録は存在しない」ことを理由に訂正をしない処分庁の弁明は妥当とは言えない。

また、要望等の内容・対応に関してどのような記録を作成するかは、実施機関の事務事業の遂行上必要かつ十分な範囲で実施機関の認識あるいは理解が記録されるべきものであり、要望者等の求めるとおりに記録することまで要するとも言えない。

したがって、訂正請求があった場合は、客観的記録物がないことをもって請求を退けるべきではない。記録が作成された経緯や要望等の記録に記載されている事実関係、請求者の示す事実関係や理由、資料等を踏まえ、「事実誤り又は不正確な内容」の記載であるか否かについて判断すべきである。

そこで、次に本件処分に係る訂正の要否について検討する。

3 訂正請求対象情報の該当性について

本件文書の訂正が求められている記載内容について当審査会で確認したところ、本件処分庁は相談内容が継続的な地域問題であることなどを踏まえて、相談対応については確実に記録しておく必要があるとの認識であったとのことである。また、対面で調整を行う場合、相手方に審査請求人の氏名を伝える必要があるためその了承を求めた経緯があり、了承を得られたので対面での話し合いの場の調整を行うこととしたとのことであった。

一方で、審査請求人は了承したと電話で述べた事実はなく、特定の自治会との話し合いは断っており、別の自治会役員及びごみ集積所利用者との話し合いを求めているところ、これと異なる要望が記載されていると反論書で主張している。また、口頭陳述によると、審査請求人が特定されない形式での話し合いの場の設定を求めたが、本件実施機関が審査請求

人を特定した上での話し合いの場の調整を行うとしたため、話し合いを行うこと自体を断ったとのことであった。

双方の主張等を踏まえると、審査請求人は話し合いの場を求めること自体を断ったとするものの、相談記録内容は対面で関係者を集めた話し合いの場を設けることを前提として双方のやり取りが行われ、それについての訂正は求められていないため、話し合いが行われる前提であったこと解するのが妥当である。その上で、対面での話し合いを行う場合、自治会関係者等との調整を行うに際して、誰が一方の話し合いの当事者であるかを明らかにしないで調整を行うことは一般的に困難であると考えられるため、本件実施機関が氏名を伝えることについて了承を求めたことも常識的対応の範疇と解するのが相当である。さらに話し合いの場を調整することで当該記録が終了しているため、本件実施機関が記録した内容は総合的に見て事実と反するとまでは言えない。

4 見解の相違への対応について

しかしながら、訂正請求に係る内容について、本件処分庁と審査請求人の間で正反対の状況認識が示されており、また相談内容に係る問題は継続していることを踏まえると、今後の相談対応や調整を円滑に行うためには、事実関係を含めてどのような見解の相違が生じたのかを記録として残すことは有意義であると考えられる。

本件処分庁は弁明書において、内部用に作成される相談記録について「相談者の発言主旨と異なる記録がなされることは少なからず想定される。このため、相談者からの相談記録の内容について訂正依頼があった場合、元の記録を書き改めることはできないが、事後的な補足事項として、別途記録することは可能である」としているところであり、訂正請求に係る内容を対象文書に添付ないし付記して保管するよう対応されたい。また、その際、本答申で確認した経緯を踏まえて、本件実施機関と審査請求人で正反対の状況認識である経緯が明らかとなるよう、本件実施機関の「了承」を得たと認識した状況・理由、審査請求人の「断る」とした状況・理由がわかる記録を補足して保管するべきである。

5 結論

以上のことから、本件処分で訂正請求を行わないとした本件処分庁の判断は妥当であるが、4で述べた通り文書を添付し記録を補足することで一連の経緯が分かるよう行政文書として保管するよう対応されたい。